

# 転ばぬ先のかわら版 vol. 12 平成25年夏号

発行：千葉司法書士会 法教育推進委員会

Facebook（以下、Fb という）や mixi などのソーシャル・ネットワーク・サービス（以下、SNS という）はインターネットを介してコミュニケーションを取る便利なサービスであるため、その利用者は増加しております。そして利用者の増加に伴い、SNS 利用者がトラブルに巻き込まれたという事例も増加しております。

今では中高生も当然のように SNS を利用しているので、たくさんの若者が被害に遭っているようです。そこで、今回は若者が被害に遭った最新の事例を紹介したいと思います。

## 芸能人なりすまし詐欺



ある日、Fb を利用していた A さんの元にメッセージが届きました。メッセージの送り主は有名アイドルであり、A さんはこの有名アイドルの大ファンだったこともあり、喜んでメッセージに返信をしました。こうしてメッセージのやり取りをするようになり、その後 A さんは、とあるサイトに登録させられ、そのサイトを利用した上でメールでのやり取りへと発展していきました。

実は、この登録させられたサイトは出会い系サイトであり、有名アイドルも出会い系サイトを運営する会社の関係者がなりすましていたのです。

メッセージに返信をしてきた者に対し、更に悩みを打ち明けたりしてファン心理を揺さぶり深みにはまらせ、言葉巧みにサイトに登録させ、メールでのやり取りを続けさせるのです。メールの送受信には手数料が発生するため、やり取りが多ければ多いほど、続けば続くほど、サイト運営会社が儲かる仕組みです。

先日、男性から約136万円もだまし取ったとして、サイト運営会社の関

係者が詐欺の容疑で逮捕されました。同サイトの会員は37万人であり、平成22年2月～24年6月に116億円を売り上げていたとのことです（平成23年6月13日付、産経ニュースより）。被害者及び被害総額は今後増えることが予想されます。

## 被害に遭わない為に

大好きな芸能人からメッセージが来て、うれしいのは分かりますが、一度冷静になってみれば、芸能人がなんで自分にメッセージを送ってきたりするのだろうかという疑問が生じるはずで、また、こうした被害事例を知っていれば、メッセージをもらった段階で、なりすましだと気づくことができるでしょう。

SNS をめぐる他の被害事例としては、Fb で全く知らない人（若い男性や女性のケースが多い）からの友達申請を承認した結果、個人情報抜き取られたり、Fb のアカウントを乗っ取られたりしたという事例が報告されています。それらの個人情報や Fb のアカウントは、いずれもウイルスメールの送信や出会い系サイトへの誘導などに悪用される可能性が考えられます。

## ◆消費者教育高校生講座◆

千葉司法書士会では、毎年県下の高校に講師を派遣し、標記事業を行っております。

司法書士としての実務経験を生かして、契約の基礎や、悪質商法への対処法、多重債務問題等について講義をし、これから社会に出る生徒の皆さんに法的なものの考え方を学んで頂くことを目的としております。



## 活動実績

平成19年度：5校で開催	平成22年度：17校で開催
平成20年度：5校で開催	平成23年度：20校で開催
平成21年度：18校で開催	平成24年度：18校で開催

お問い合わせ先：千葉司法書士会事務局 043-246-2666